

化石と自然の体験館 ワークショップ開催

日10月26日(水) 午前11時30分～午後0時30分

場化石と自然の体験館

定10人(申込順)

内シダローズ(ヒマラヤスギ)の実を用いて、ブローチをつくりま

費500円

申・問10月12日(水) 午前9時から電話又はHPで化石と自然の体験館へ。



星空観察会～素晴らしい皆既月食～

日11月8日(火) 午後6時～8時 ※雨天・曇天時は室内プログラムを実施します。

場化石と自然の体験館

対小学生以上(小・中学生は保護者同伴)

定20人(申込順)

内皆既が1時間以上も続く素晴らしい月食を「月食スケッチ」しながら観察しましょう。

講師 小峯泰二さん(NPO法人東亜天文学会会員)

費500円(講師代等)(同伴保護者も有料)

持野外観察に適した服装

申・問10月26日(水) 午前9時から電話で化石と自然の体験館へ。



東松山・川島地域合同就職相談会

日11月9日(水) 午後1時30分～4時(受付は午後1時～3時30分)

場総合会館4階多目的ホール

定50人程度(申込順)

内コロナ禍でも業務を拡大し、広く人材を募集する地域企業の人事担当者による個別面接や相談が受けられます。

申・問10月7日(金) から直接又は電話でハローワーク東松山へ。

☎22-0240

講座・教室・イベント

いつでもどこでもヨガ

日11月11日・18日(金)(全2回)、11月25日、12月9日(金)(全2回)、12月16日・23日(金)(全2回) 午前10時～11時

場松山市民活動センター

対市内在住・在勤・在学の人

定各日程15人(申込多数の場合抽選)

内日常生活の中で、いつでもどこでもできるヨガを学ぶ

持ハンドタオル、大判バスタオル(ヨガマット)、飲み物

申・問10月21日(金)までに直接又は電話で松山市民活動センターへ。

☎23-9311 ☎23-9312

特設行政相談

10月17日(月)～23日(日)は行政相談週間です。国、県、市の業務についてお困りの人、ご意見のある人はご相談ください。

	とき	ところ
10月17日(月)	午前10時～11時30分	野本市民活動センター
	午後1時30分～3時	高坂市民活動センター

※定例相談は27ページをご確認ください。

対市内在住の人

問人権市民相談課

☎21-1414 ☎23-2236

埼玉県秋のプラごみゼロウィーク

10月31日(月)まで「埼玉県秋のプラごみゼロウィーク」としてプラスチックごみ問題を身近なものとして捉え、ごみの削減とリサイクル促進に向けた行動の呼びかけを実施します。

・後でごみになるものは、もらわない! 買わない! (Reduce:発生抑制) マイバッグ・マイボトルを持参し、レジ袋や使い捨て容器の使用を控えましょう。

・ごみになりにくい商品を選んで繰り返し使しましょう! (Reuse:再使用) 修理をして繰り返し使ったり、詰め替え可能な商品を選ぶようにしましょう。

・ごみとして出すときは分別して捨てましょう! (Recycle:再生利用) ペットボトル等資源になるものは、ラベルとキャップを外し、適切に分別しましょう。

問廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700

市民意識調査を実施します

市民から市政に対する意見を幅広く把握し、これからのまちづくりに役立てるための調査です。

市内在住の18歳以上の人から対象者を無作為に選び、10月下旬に調査票をお送りします。届いた人は、記入後、同封の返信用封筒に入れて返信をお願いします。

問広報広聴課 ☎21-1410 ☎22-7799

市政情報

埼玉県都市ボートレース企業団のお知らせ

同企業団は、東松山市を含む15市で構成されています。競艇事業収益からの配分金は、貴重な財源となっています。

ボートレース開催日

10月1日(土)～4日(火)、10月7日(金)～10日(祝)、10月14日(金)～17日(月)、10月25日(火)～30日(日)、11月3日(祝)～7日(月)、11月10日(木)～13日(日)、11月16日(水)～21日(月)、12月2日(金)～6日(火)、12月9日(金)～12日(月)、12月20日(火)～25日(日)、12月28日(水)～31日(土)

場戸田ボートレース場

問埼玉県都市ボートレース企業団

☎048-823-8711

にじいろ県民相談(埼玉県LGBTQ県民相談)

県では、好きになる性(性的指向)や自分の性の認識(性自認)に関する悩みを県民が相談できる専門窓口を設置しました。

※LGBTQとは、性的マイノリティの人を表す総称です。

日土曜日(年末年始は除く) 午後6時～10時(受付は午後9時30分まで)

電話相談 0570-022-282

LINE相談 友だち追加をしてから相談

問県人権・男女共同参画課

☎048-830-2927

☎048-830-4755



LINE相談

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の施行

性の多様性を尊重した社会の実現を目指して、7月8日(金)に施行されました。この条例では、好きになる性(性的指向)や、自分の性の認識(性自認)が、地域、学校、職場などで尊重され、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。

問県人権・男女共同参画課

☎048-830-2927 ☎048-830-4755

浄化槽の各種届出

浄化槽法の規定により、転入・転出等をする人は次の届出書を環境センターまで提出してください。

なお、様式は市HPからダウンロードできます。



市HP

届出の種類	内容	提出期間
浄化槽使用開始報告書	使用を開始したとき	開始した日から30日以内
浄化槽使用廃止届出書	使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
浄化槽管理者変更報告書	管理者を変更したとき	変更した日から30日以内
浄化槽技術管理者変更報告書	技術管理者を変更したとき(処理対象人員が501人以上の施設)	変更した日から30日以内
浄化槽使用休止届出書	使用を休止したとき	使用を休止するための清掃を行ったとき
浄化槽使用再開届出書	使用を再開したとき	使用を再開した日から30日以内

申・問環境センター ☎24-2888 ☎24-2838

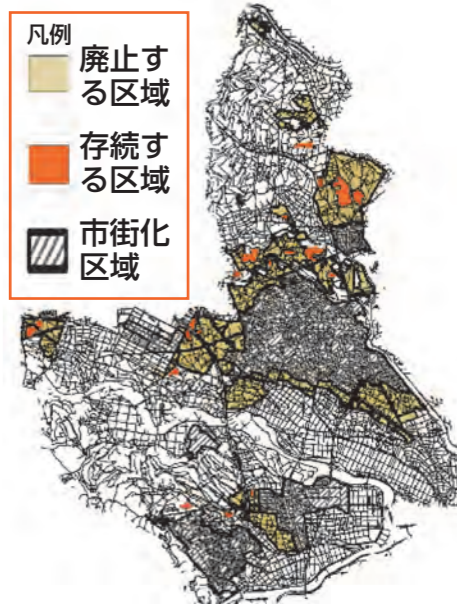
都市計画法第34条第11号に基づく区域指定等の変更

都市計画法第34条第11号の区域指定制度は、建築物の建築が原則として制限される市街化調整区域で、一定の基準を満たした場合、住宅等の建築が可能となる制度です。

人口減少等社会情勢の変化を踏まえ、令和5年4月1日以降に行われる開発許可申請から、区域と建築物の用途を変更します。

なお、令和5年3月31日以前に行われる開発許可申請は、従来の区域及び建築物の用途が適用されます。

- 凡例
- 廃止する区域
- 存続する区域
- 市街化区域



	変更後の制度	現行の制度
区域	既存住宅団地※	1 既存住宅団地※ 2 既存の集落区域内で告示により指定された区域
区域の条件	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び浸水想定3m以上の区域を除く	1、2の区域 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び浸水想定3m以上の区域を除く 2の区域のみ 国道、県道、又は認定幅員8m以上で側溝等の排水設備が整っている市道に接する区域で行われる開発行為に限る
建築物の用途	第二種低層住居専用地域に建築可能な高さ10m以内の建築物(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く)	第二種低層住居専用地域に建築可能な高さ10m以内の建築物

※市街化区域と市街化調整区域の線引き(昭和45年8月25日)

以前に既に一定の基盤整備がなされた住宅地

問都市計画課 ☎21-1425 ☎24-8857



市HP